筑西市議会総務企画委員会

会　議　録

（令和７年第１回定例会）

筑　西　市　議　会

総務企画委員会　会議録

1　日時

令和７年３月４日（月）　　開会：午前９時５９分　　閉会：午前１１時２８分

2　場所

全員協議会室

3　審査案件

議案第１３号　令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）のうち所管の補正予算

議案第１７号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第１８号　筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第１９号　筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑西市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

議案第２０号　筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第２１号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第２２号　筑西市広域市町村圏事務組合施設整備基金条例の制定について

議案第２４号　筑西市債権管理条例の制定について

議案第２５号　筑西市手数料条例の一部改正について（分割付託）

議案第２６号　筑西市土砂等による土地の埋立て等の規則に関する条例の一部改正について

議案第２７号　筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第２８号　筑西市犯罪被害者等支援条例の制定について

4　出席委員

委員長	藤澤　和成君	副委員長	鈴木　一樹君		
委員	水柿　美幸君	委員	保坂　直樹君	委員	榎戸甲子夫君
委員	赤城　正徳君				

5　欠席委員

な　し

6　議会事務局職員出席者

書　　記　　佐竹　　学君

委員長 藤澤和彦

開　　会　午前　９時５９分

○委員長（藤澤和成君）　ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は５名であります。なお、赤城委員は、少々遅れる旨の連絡がありましたので、よろしくお願いいたします。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付しましたとおり、補正予算議案１案及び条例議案11案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　また、筑西市議会基本条例第19条による議員間討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、総務部です。

議案第17号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を審査願います。

それでは、総務部から説明を願います。

根本総務課長。

○総務課長（根本　薫君）　総務課、根本です。よろしくお願いいたします。着座で失礼いたします。

議案第17号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明いたします。この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和７年６月１日から刑の種類について、従来の懲役と禁錮が廃止され、新たに拘禁刑に一本化されるということから、これらの文言を引用してする関係条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。初めに、第１条は、筑西市表彰条例の一部改正でございます。表彰者の資格等について定めた第６条及び第７条の規定中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

第２条は、筑西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正でございます。個人情報の取扱い違反に関する罰則について定めた第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

第３条は、筑西市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正でございます。同じく、個人情報の取扱い違反に関する罰則について定めた附則第３条の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

第４条は、筑西市行政不服審査会条例の一部改正でございます。行政不服審査会委員の秘密保持義務違反に係る罰則について定めた第13条の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

第５条は、筑西市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。職員の期末手当の支給要件等について定めた第17条の２及び第17条の３の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第６条は、筑西市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。消防団員の資格要件について定めた第４条の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

第７条は、筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正でございます。消防団員の退職報償金の支給要件について定めた第８条の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

第８条は、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正でございます。土地の埋立て等に係る罰則について定めた第29条の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

第９条は、筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。太陽光発電設備の許可基準等について定めた第13条の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

附則といたしまして、第１項で、この条例の施行期日を法律の施行日に合わせて令和７年６月１日とするものです。

附則第２項から第５号までは、この条例の施行に伴う経過措置を定めるものでございます。

施行日前後の行為に対する罰則の適用等について、改正前の従前の懲役や禁錮と改正後の拘禁刑を同様に取り扱うという趣旨を定めているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君）　禁錮を拘禁刑。拘禁刑ってどういうこと、具体的に。

○委員長（藤澤和成君）　根本総務課長。

○総務課長（根本　薫君）　お答えいたします。

今までの懲役と禁錮という２つの刑を併せて１つの刑の拘禁刑という刑にしたということで、いわゆる刑務施設に身柄を拘置されるという刑の一種でございます。今までの懲役刑といいますのは、役務、刑務施設内での労働とかが義務化されていたもの。一方で、禁錮というのはその労務の義務がないものということでございましたが、現在の内情を見ますと受刑者の９割以上がほとんど懲役刑ということで、禁錮という人はほぼいないということだそうでございます。なおかつ、労働の義務がない禁錮刑の方も刑務施設内での生活リズムとか報償をいただけるということがあって、実際のところは自ら進んで労務を行っているということで、懲役と禁錮の差がほとんどないということで、法務省のほうで今般それを一本化して拘禁刑にするという趣旨というふうに説明では聞いてございます。

以上でございます。

○委員（榎戸甲子夫君）　分かりました。

○委員長（藤澤和成君）　赤城委員出席です。

いいですね。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　同じ。

○委員長（藤澤和成君）　いいですか。

それでは、質疑を終結します。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　終結いたします。

それでは、採決に移ります。

議案第17号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（藤澤和成君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第18号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」を審査願います。

人事課から説明を願います。

田崎人事課長。

○人事課長（田崎和彦君）　人事課、田崎でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明いたします。

議案第18号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、令和６年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、本市におきましても一般職の給与等について改定するため、５つの条例改正をお願いするものでございます。

まずは、１ページを御覧願います。筑西市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第１条は、扶養手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当の改正でございます。

まず、扶養手当につきましては、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の額を１万3,000円に増額するものでございます。

次に、地域手当につきましては、７区分あったものを５区分にし、３級地から５級地の支給割合を改正するものでございます。

続きまして、通勤手当ですが、新幹線等を使用して通勤する際の特急料金の支給額の上限を廃止し、通勤手当の上限金額を一月15万円とするものでございます。また、採用時から新幹線等を使用して通勤した場合も支給できるよう改正するものでございます。

最後に、単身赴任手当につきましては、採用時から支給できるよう改正するものでございます。

続きまして、２ページを御覧願います。第２条は、地方公務員法が改正されたことによる所要の改正でございます。

第３条は、１月臨時会で可決いただいた筑西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を今回の改正に合わせるものでございます。

続きまして、３ページを御覧願います。筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。第４条は、特定任期付職員業績手当を廃止したことに伴い、特定任期付職員に勤勉手当を支給できるよう改正するものでございます。

続きまして、筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。第５条は、筑西市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、通勤に係る費用弁償の部分についての所要の改正でございます。

続きまして、筑西市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。第６条は、定年前再任用短時間勤務職員を住居手当の支給対象に加えるために改正するものでございます。

続きまして、筑西市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正でございます。第７条は、暫定再任用職員を住居手当の支給対象に加えるための改正でございます。

最後に、附則でございますが、第１項は、本条例の施行期日について規定しております。

続きまして、４ページを御覧願います。第２項は、扶養手当に関する経過措置でございます。令和７年

度につきましては、配偶者に係る扶養手当を3,000円とし、子に係る扶養手当を１万1,500円とするものでございます。

第３項及び第４項は、地域手当に関する経過措置でございます。令和10年４月１日以降に適用される新たな級地区分への円滑な移行を図るためのものでございます。

第５項は、通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置でございます。改正後の規定を、既に職員として勤務している者にも適用させるためのものでございます。

第６項は、委任に関するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　今現在、地域手当というのは、筑西市ではどのぐらいになっているのでしょうか。

○委員長（藤澤和成君）　田崎人事課長。

○人事課長（田崎和彦君）　筑西市は３％でございます。

○委員長（藤澤和成君）　水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　それがどのような変更になるのでしょうか。

○委員長（藤澤和成君）　田崎人事課長。

○人事課長（田崎和彦君）　筑西市、４％に上がることになります。

○委員長（藤澤和成君）　よろしいですか。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　はい。

○委員長（藤澤和成君）　それでは、終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決をいたします。

議案第18号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（藤澤和成君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第19号「筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑西市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」を審査願います。

引き続き、田崎人事課長、説明願います。

○人事課長（田崎和彦君）　議案第19号「筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑西市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、必要な規定の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

１ページを御覧ください。第１条、筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための経過措置の拡大として、時間外勤務の制限のための請

求要件を拡大し、対象となる職員の範囲を「３歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とするものでございます。

続きまして、第15条の２の次に２条を加える改正でございます。

第15条の３は、介護離職防止のための仕事及び介護の両立支援制度に関する周知の強化等として、職員が配偶者等の介護に直面した旨を申し出たときに、介護両立支援制度等についての個別の周知、意向確認を行うこと、また40歳に達した職員に対しても、介護両立支援制度等について情報提供を行うことを義務づけるものでございます。

第15条の４は、請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に関する研修の実施、相談体制の整備、その他勤務環境の整備に関する措置を行うことを義務づけるものでございます。

また、第15条の３及び第15条の４の２条を加えたことにより、第16条第３項について引用する条を整備するものでございます。

続きまして、２ページ中段を御覧ください。第２条は、筑西市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正でございます。こちらは、地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う条項等の整備を行うものでございます。

附則でございますが、１については、本条例の施行期日について規定するものでございます。

２ついては、経過措置として、施行日である令和７年４月１日以降の時間外勤務の制限請求については、施行日前に請求できることを規定するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　ご説明ありがとうございます。３歳に満たない子というのが今現状で、それが小学就学の始期に達するまでの子というふうに変更になると思うのですが、今まで３歳に満たない子を扶養している人が何人いるのか。それから、今度改正になって、小学校の始期に満たない人が何人ぐらいになるのか、数値的なものがありましたら教えてください。

○委員長（藤澤和成君）　田崎人事課長。

○人事課長（田崎和彦君）　申し訳ありません。数値は把握しておりませんが、相当数いらっしゃるとは思います。

○委員長（藤澤和成君）　水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　その就学時始期までの方がいらっしゃるとなると、少しボリュームが増えると思うのですが、仕事には支障を来さないような対策は取っているのでしょうか。

○委員長（藤澤和成君）　田崎人事課長。

○人事課長（田崎和彦君）　この制度につきましては、時間外勤務を申出により、子育てがあるので、ちょっとできないですよという制度になっていまして、今回３歳までが小学校上がるまでに延ばされたところで対象者が増えるのですけれども、現実的に時間外勤務命令につきましてこの申請をもってというのはないです。

○委員長（藤澤和成君）　水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　そうしますと、時短勤務とかになっている方たちのことなのですか。この３歳に満たない子たちを扶養している職員の方ってほとんどが時短勤務になっているということなのでしょうか。

○委員長（藤澤和成君）　田崎人事課長。

○人事課長（田崎和彦君）　今回小学生なのですけれども、子供の養育をしなくてはいけないので、時間外はできませんという申請をできる制度になっております。時間外勤務はできないことを申請できるという制度になっています。

○委員（水柿美幸君）　分かりました。

○委員長（藤澤和成君）　そのほかいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　では、質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　終結します。

これより議案第19号の採決をいたします。

議案第19号「筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑西市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（藤澤和成君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第20号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を審査願います。

引き続き、田崎人事課長、説明願います。

○人事課長（田崎和彦君）　議案第20号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、引用する条項のずれに対応するための改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和７年４月１日とするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　終結いたします。

これより議案第20号の採決をいたします。

議案第20号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（藤澤和成君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で総務部の審査を終了します。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えをお願いします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（藤澤和成君）　続きまして、企画部所管の審査に入ります。

議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第13号におきましては複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

企画課から説明を願います。

野口企画課長。

○企画課長（野口直秀君）　企画課の野口です。着座にて説明させていただきます。

議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、企画課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

６ページを御覧願います。第３表、債務負担行為補正（追加）でございます。事項、コラボ事業プロモーション委託、期間、令和７年度、限度額2,602万7,000円でございます。これは、筑西市誕生20周年記念事業において、令和６年度に筑西市と同じく20周年を迎える有名キャラクターコンテンツとコラボ事業を行い、ちくせい花火大会を中心に事業を展開してまいりました。市内外の多くの皆様からもご好評いただき、同様の事業を再度実施してほしいという要望が多かったことから、令和７年度につきましてもこのような事業を速やかに進めたく、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、14ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書３、歳出でございます。款２総務費、項１総務管理費、目６企画総務費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（企画総務）に158万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、筑西広域市町村圏事務組合の職員の給与につきまして、人事院勧告に基づき給与が改定されたことを受けた増額、併せて職員の退職に伴う減額を相殺した結果、158万2,000円の増額となったものでございます。

次に、22ページを御覧願います。表の３段目でございます。款８土木費、項４都市計画費、目７公園費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（公園）に231万2,000円の減額をお願いするものでございます。これは、人事院勧告に基づき給与が改定されたことを受けた増額、併せて職員の人事異動に伴い配置体制が変更になったことに伴う減額を相殺した結果、231万2,000円の減額となったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　質疑を終結いたします。

次に、議案第22号「筑西市広域市町村圏事務組合施設整備基金条例の制定について」を審査願います。

引き続き、企画課、野口課長、説明を願います。

○企画課長（野口直秀君）　議案第22号「筑西市広域市町村圏事務組合施設整備基金条例の制定について」ご説明いたします。

筑西広域市町村圏事務組合が所有、管理する施設につきましては、ごみ処理を行う環境センターや広域

管内に設置されている消防施設等の老朽化に伴い、施設の改修や建て替えが将来的に見込まれており、それらの費用を事前に積み立てることで歳出負担の平準化を目的とした基金を設置するものでございます。

内容についてご説明いたします。１ページを御覧願います。第１条は基金の設置について、第２条は基金の積立てについて、第３条は基金の管理方法について、第４条では基金の運用から生じる収益についてそれぞれ定めるものでございます。

２ページを御覧願います。第５条では基金の繰替運用について、第６条では基金の処分について、第７条は、この条例に定めるもの以外の委任について定めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　ありがとうございます。第２条で、基金として積み立てる額は、毎年度予算で定めるとありますが、大まかな目標とか計画みたいなのはありますでしょうか。

○委員長（藤澤和成君）　野口企画課長。

○企画課長（野口直秀君）　ご答弁いたします。

実際、将来の整備費用につきましては、こちらの筑西広域市町村圏事務組合のほうで実施する工事となります。そのため、総事業額はまだまだ見通せない部分がございます。そのため、基金の目標額が幾らとかというふうに設定しているわけではございませんで、将来的に必ず生じるであろう施設の改修や改築に備えて、その時々の予算状況により可能な範囲で積み立てるというところを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君）　水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　その時々の予算状況によって積み立てるということで、これ構成市、皆さんどちらもそうなのでしょうか。この間の筑西広域市町村圏事務組合議会定例会でもそういう質問も出たので、ちょっとお伺いします。

○委員長（藤澤和成君）　野口企画課長。

○企画課長（野口直秀君）　構成市の状況につきましては、現在基金の創設についての情報は入っていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君）　いいですか。

○委員（水柿美幸君）　はい。

○委員長（藤澤和成君）　それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　終結いたします。

これより議案第22号の採決をいたします。

議案第22号「筑西市広域市町村圏事務組合施設整備基金条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（藤澤和成君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第21号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を審査願います。

情報システム課から説明願います。

武井情報システム課長。

○情報システム課長（武井義徳君）　企画部情報システム課の武井と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

議案第21号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明をいたします。

今回の条例につきましては、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みを設けるよう、マイナンバー法の一部改正があり、この一部改正に伴う条項ずれが生じたことから、関係する条例において引用するマイナンバー法の条項ずれなどに対応するために制定するものでございます。

それでは、内容をご説明いたします。１ページを御覧ください。第１条は、筑西市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正でございます。こちらは、マイナンバー法の条項を引用している規定について条項ずれを改めるほか、所要の改正を行うものでございます。

２ページを御覧ください。第２条は、筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。

第３条は、筑西市税条例の一部改正でございます。

第４条は、筑西市都市計画税条例の一部改正でございます。これらの３つの条例につきましても、マイナンバー法の条項を引用している規定について、条項ずれを改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和７年４月１日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　ありがとうございます。これはマイナンバーを活用して、よりデジタルに便利になるというものだとは思うのですが、筑西市のマイナンバーの取得率というのはどのようなものになっていますか。これは議案外ですか。

○委員長（藤澤和成君）　市民課で。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　これが浸透していけばこの法律も便利になると思うのです。分かりました。

○委員長（藤澤和成君）　よろしいですか。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　はい。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　終結いたします。

これより議案第21号の採決をいたします。

議案第21号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（藤澤和成君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で企画部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えをお願いします。

〔企画部退室。財務部入室〕

○委員長（藤澤和成君）　続いて、財務部所管の審査に入ります。

議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、財務部所管の補正予算について審査を願います。

財政課から説明を願います。

大木財政課長。

○財政課長（大木祐二君）　財政課の大木と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

７ページを御覧願います。第４表、地方債補正（追加）でございます。減収補てん債について、法人市民税法人税割の減収により、令和６年度算定における普通交付税の基準財政収入額を下回る見込みのため、今年度の財政運営に与える影響を考慮し、地方債の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、８ページを御覧願います。地方債補正（変更）でございます。表の一番下、臨時財政対策債について、発行可能額の確定に伴い増額をお願いするものでございます。

続きまして、11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書２、歳入でございます。一番上、款10項１目１節１、説明欄１地方特例交付金、その下、款11項１目１節１地方交付税、説明欄１普通交付税は、それぞれ今年度の交付額の確定により、地方特例交付金については2,588万5,000円の減額を、普通交付税については４億9,023万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、12ページを御覧願います。下から３段目、款19繰入金、項２目１節１基金繰入金、説明欄１財政調整基金繰入金７億6,362万6,000円の減額は、今回の補正予算に伴う収支調整のため減額をお願いするものでございます。

次に、その下、款20項１目１節１繰越金、説明欄１前年度繰越金10億7,034万3,000円の増額は、令和５年度決算により生じた繰越金のうち、予算未計上分の増額をお願いするものでございます。

続きまして、13ページを御覧願います。款22項１市債、目13臨時財政対策債760万円の増額、その下、目15減収補てん債１億円の増額については、地方債補正でご説明いたしましたとおり、それぞれ発行可能額

の確定及び法人市民税法人税割の減収によりお願いするものでございます。

続きまして、14ページを御覧願います。３、歳出でございます。款２総務費、項１総務管理費、目５財産管理費、説明欄、基金管理費に４億9,268万円の増額をお願いするものでございます。１つ目の減債基金積立金１億7,410万6,000円の増額は、臨時財政対策債の償還のためとして、普通交付税に措置されました経費を減債基金に積立てしようとするものでございます。

２つ目の福祉事業基金積立金136万7,000円の増額は、法人及び団体からの指定寄附金を積立てしようとするものでございます。

３つ目の文化振興基金積立金９万円の増額及び４つ目のスポーツ振興基金積立金１万7,000円の増額は、それぞれ団体からの指定寄附金を積立てしようとするものでございます。

５つ目の学校教育施設整備基金積立金10万円の増額は、法人からの指定寄附金を積立てしようとするものでございます。

６つ目の健康づくり事業基金積立金1,700万円の増額は、新たに設置する基金で、市民の健康づくりに資する事業の実施に必要な経費に充てるために、法人からの指定寄附金を積立てしようとするものでございます。

最後の広域市町村圏事務組合施設整備事業基金積立金３億円の増額は、新たに設置する基金で、筑西広域市町村圏事務組合が実施する施設整備事業の実施に必要な経費に充てるために積立てしようとするものでございます。

財政課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君）　各基金の中で、スポーツ振興基金だけがやけに低いのではないですか。ほかの基金と比べてバランス感覚というか、行政で考えている積み立てる考え。スポーツと言えば、子供時代で言えば人間形成が特に大きな柱ですよね。大人世代になれば楽しむべきスポーツです。そういうことのために積立てをするというのにあまりにも、１万7,000円。1,700万円ではないの。その辺のバランスがちょっと。ご意見をいただきたいのは、筑西市ってそんなにスポーツに対して関心がないというわけ。そちらでは。

○委員長（藤澤和成君）　大木財政課長、答弁願います。

○財政課長（大木祐二君）　お答えいたします。

この寄附金につきましては指定寄附金ということで、どうしても相手方、寄附者からのご意向でそれぞれの分野の指定がありまして、たまたまと言ってはなんですけれども、今回はスポーツに寄附したいという指定寄附金が今回の補正分というところでございます。

○委員長（藤澤和成君）　榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君）　ならもっと問題だ。寄附者があったから積立てが始まったわけでしょう。庁舎内でスポーツに対する、スポーツの今後の様々な施設や何かのために基金をしようということはゼロだったということだね。スポーツのためにという寄附者がいたから基金をつくったわけで、その方々がいなければゼロというわけだ。スポーツに対する意向として。そう私は感じるのですが、どうですか。

○委員長（藤澤和成君）　大木財政課長。

○財政課長（大木祐二君）　お答えいたします。

スポーツに対して関心がないとか興味がないというところで基金が少ないというところと結びつくかどうかはちょっと何とも言えないのですが、やはりそれぞれ寄附者にとっては自分の思いというものがありまして、その中で……

○委員長（藤澤和成君）　榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君）　私が言いたいのは、基金というのはしかるべきときに何かのためにとか、いざというとき、いろいろなものが基金です。貯金です。そういう項目の中にスポーツがたまたま出たということは、寄附者があったから基金にしておきましょうと。１万7,000円ぐらいでは使いようもないから。毎年毎年こういうことを言って、あるときに10億円と来るかもしれないです。ですから、私が言いたいのは、行政の担当者として、スポーツ基金というのに、スポーツに対する意識というものがもっとあれば違う形で基金をスポーツ分野に傾注すべきだというのが私の意見なのです。意見ですから答弁結構です。

以上。

○委員長（藤澤和成君）　鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君）　すみません、１点だけ質問させていただきます。

新しくできた健康づくり事業基金に関してなのですけれども、さっきの説明だと薄いなと思ったので、もうちょっと具体的にどういったものに使うのか説明いただければと思います。

○委員長（藤澤和成君）　松岡財務部長。

○財務部長（松岡道法君）　すみません、積立てのほうを財政課で担当しておりまして、実は昨日もこの件につきましては議場で三浦議員から多分ご質問がありまして、保健福祉部長のほうで答弁させていただいております。別な形で条例をそちらに上程しておりますので、一応担当はそちらの常任委員会ということになります。申し訳ございません。

○委員長（藤澤和成君）　鈴木委員。

○委員（鈴木一樹君）　分かりました。

○委員長（藤澤和成君）　では、質疑を終結いたします。

次に、議案第24号「筑西市債権管理条例の制定について」審査を願います。

引き続き、大木財政課長、説明願います。

○財政課長（大木祐二君）　議案第24号「筑西市債権管理条例の制定について」ご説明いたします。

本市が保有する債権については、市政を運営していく上で貴重な自主財源であるとともに、市民負担の公平性の確保という観点から、債権の適正な徴収と管理を行う必要があります。このことから、市の債権の管理に関する事務処理及び債権放棄の要件等を定めることにより、市民負担の公平性の確保及び円滑な財政運営を目的とする条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条文について説明をいたします。１ページを御覧願います。第１条は、先ほどご説明いたしましたこの条例の目的について、第２条は市の債権の定義について、第３条は他の法令等の関係について、第４条及び第５条は、市の債権を適正に管理するため、市長の責務及び台帳の整備について、それぞれ定めるものでございます。

２ページを御覧願います。第６条は市の債権を計画的に徴収するための徴収計画について、第７条は債権の放棄について、第８条は市の債権を放棄したときの議会への報告について、第９条はこの条例に定め

るもの以外の委任について定めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　勉強不足ですみませんが、この条例ができるに当たって、今まで何が不都合でこういう条例をつくろうと思ったのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（藤澤和成君）　大木財政課長。

○財政課長（大木祐二君）　お答えいたします。

市の債権につきましては、分けますと市税であったり公債権、そして私債権というふうに分類されます。その中で、公債権と私債権を見た場合に、大きな差異の一つとして時効というものがございます。どちらも時効というものはあるのですけれども、私債権については、時効が到来してもその債権は消滅はせず、債務者からの時効の援用というものがなければ消滅いたしません。こういったことで、回収不能な債権、私債権が時効の援用がないというところでずっと残り続けていると。そういったことで、管理上、非効率というところもございます。そういったところもありまして、この条例を定めることによりまして、この時効の援用、そういったものがなくても債権放棄ができるというような規定を第７条に設けまして、この条例を制定したところでございます。

○委員（水柿美幸君）　分かりました。

○委員長（藤澤和成君）　よろしいですか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君）　時効制度がありますよね。その債権を時効後も残すと。それを残した場合に、そのお金の10分の１ぐらいずつ納めたい。そういうときに、寄附という立場でお金が来たときにはどういうふうに扱うのですか。

○委員長（藤澤和成君）　松岡財務部長。

○財務部長（松岡道法君）　非常にレアなご質問ありがとうございます。時効とその後の納付ですけれども、時効がもし成立したとしても、市としてはそれを通常不納欠損処分というふうにします。不納欠損処分なのですけれども、もし時効と不納欠損処分がイコールだったら、今議員がおっしゃったように、時効後にご寄附をいただくことは当然寄附金として受けると思います。ただ、行政の処理としては、時効以外でも不納欠損というふうに処理します。一定のルールの中で。不納欠損処分をした後に、例えば行方不明で不納欠損したのですけれども、存在した、納付もされるというときには、一度不納欠損はしましたけれども、それは再度調定を上げることによって市のもともとの費目に歳入はできるという、そういうルールになっております。

○委員長（藤澤和成君）　赤城委員、よろしいですか。

○委員（赤城正徳君）　はい。

○委員長（藤澤和成君）　それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第24号「筑西市債権管理条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（藤澤和成君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で財務部の審査を終了します。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えをお願いします。

〔財務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（藤澤和成君）　10分休憩して11時に再開いたしますので、よろしくお願いします。

休　　憩　午前１０時５０分

再　　開　午前１０時５８分

○委員長（藤澤和成君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、市民環境部所管の審査に入ります。議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

環境課から説明を願います。

渡邉環境課長。

○環境課長（渡邉久人君）　環境課の渡邉です。よろしくお願いします。

それでは、議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、環境課所管の補正についてご説明いたします。

議案書の19ページをお願いいたします。歳出でございます。款４衛生費、項２清掃費、目２ごみ・し尿処理費、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（ごみ・し尿）、負担金補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、筑西広域市町村圏事務組合環境センターの運営に係る分賦金で、職員の人事異動及び人事院勧告に伴い人件費等の関係経費に変更が生じたこと並びに施設工事額確定に伴う精算によりまして、131万円の減額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君）　筑西広域市町村圏事務組合の筑西市の分担金は、減額で131万円。これは、筑西市は四十何％ですか。

○委員長（藤澤和成君）　割合。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君）　分担金の割合。

では、この131万円は、筑西市に割り当てられた分担金でしょう。その131万円は、全体の分担金の筑西市は四十何％ぐらいに当たるのですか。

○委員長（藤澤和成君）　構成市の割合ということですか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君）　では、桜川市は幾らですか、結城市は幾らですかということだ。

○委員長（藤澤和成君）　渡邉環境課長。

○環境課長（渡邉久人君）　現在ちょっとその数字持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○委員長（藤澤和成君）　そのほか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　それでは、質疑を終結いたします。

次に、消防防災課から説明を願います。

國府田消防防災課長。

○消防防災課長（國府田　武君）　消防防災課、國府田でございます。どうぞよろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、消防防災課所管の補正予算についてご説明いたします。

４ページを御覧いただきたいと思います。第２表、繰越明許費補正（追加）でございます。款９項１消防費、事業名、消防団活動費266万2,000円は、年度内の執行が困難であるため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、22ページから23ページを御覧願います。款９項１消防費、目１常備消防費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（消防）2,802万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、筑西広域市町村圏事務組合の消防に係る分賦金でございまして、令和６年人事院勧告による給与改定等に対応するため増額をお願いするものでございます。

次に、目２非常備消防費、節10需用費、説明欄、消防団活動費266万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、さきに説明させていただきました繰越明許費補正に関連するものでございまして、令和６年12月に、消防団活動に役立てていただきたいと、企業版ふるさと納税寄附金200万円をいただきました。その寄附金を活用し、消防団員の装備品として、ヘルメットの後方から垂らし首などを守るしころと呼ばれるカバーのようなものと、しころをつけられるヘルメット88セットを購入し、43個分団及び機動部隊に配付するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君）　質疑とは違うのですが、お願いですが、先ほど赤城委員が質問された際に答弁できないですよね。筑西広域市町村圏事務組合の数字が分かっていませんから。でも、我々はこうして予算の審議するわけです。その前の水柿委員の基金もそうです。ですから、３市による予算の筑西広域市町村圏事務組合に関する予算の編成には、やはり２市、桜川市と結城市の割合ぐらいはお答えできないと。果たして筑西市は桜川市と結城市に比べてどのくらいの負担をしているのだろうというのは、こういう項目が出れば頭によぎるわけです。そのときに、分かりませんではまずいよね。ぜひお願いします。これはお願いですから結構です。

○委員長（藤澤和成君）　そのほか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　それでは、質疑を終結いたします。

以上で議案第13号について全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

議案第13号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第13号「令和６年度筑西市一般会計補正予算（第９号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（藤澤和成君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第25号「筑西市手数料条例の一部改正について」のうち、分割付託分の審査を願います。

市民課から説明を願います。

今井市民課長。

○市民課長（今井洋子君）　市民課の今井です。よろしくお願いいたします。着座にてご説明いたします。

議案第25号「筑西市手数料条例の一部改正について」のうち、市民課が所管します第１条の改正についてご説明いたします。今回の改正は、令和６年３月１日に戸籍法の一部を改正する法律の一部が施行されたことにより、令和７年３月24日から総務省令で定められた情報提供等記録開示システム、いわゆるマイナポータルを使用した戸籍法の規定に基づく戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行請求及び発行が可能になることから、令和５年12月６日公布の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の規定に基づき改正するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。筑西市手数料条例の別表戸籍の部中、１ページ上段、戸籍法の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料及び２ページ、２段目、戸籍法の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料の括弧内に規定する手数料の徴収を除く発行についての現行規定に、情報提供等記録開示システム、マイナポータルを使用する方法により電子証明書提供用識別符号の発行請求が行われ、その発行を行う場合の規定をそれぞれ追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例中第１条の規定は、令和７年３月24日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　すみません、これは、市民にとって何か変わるというか便利になる。どういうところが変わるのかをお伺いします。

○委員長（藤澤和成君）　今井市民課長。

○市民課長（今井洋子君）　現在、旅券の電子申請、マイナポータルを使って行われているものがあるのですが、これまでは旅券の申請はマイナポータルを利用して申請を行っても、後から紙の戸籍謄本等を申請先の市区町村に郵送とか持参するといった必要がございましたが、３月24日からはマイナポータルを利用した電子申請時に戸籍電子証明書提供用識別符号、こちらの発行申請を行い交付を受けることで紙の戸

籍謄本等、そちらを申請先に提出する必要がなく手続ができるようになるものです。

○委員長（藤澤和成君）　よろしいですか。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君）　はい。

○委員長（藤澤和成君）　赤城委員。

○委員（赤城正徳君）　マイナポータル、何回も言葉が出ましたが、私はよく分かりませんが、これはどういうことなのですか。マイナポータル。

○委員長（藤澤和成君）　今井市民課長。

○市民課長（今井洋子君）　マイナポータルは、マイナンバーカードを使いまして、マイナンバーカードに登載されている署名用電子申請書という暗証番号を活用しまして、自分の保険の情報とか、そういった税情報なども見られるサイトなのですが、あとは行政手続、そういったものも手続ができるようなサイトになっております。

○委員長（藤澤和成君）　赤城委員。

○委員（赤城正徳君）　分かりました。

○委員長（藤澤和成君）　いいですね。

それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　これより採決に移ります。

議案第25号「筑西市手数料条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（藤澤和成君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第26号「筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について」を審査願います。

環境課から説明を願います。

渡邉環境課長。

○環境課長（渡邉久人君）　それでは、議案第26号「筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について」説明いたします。

今回の改正につきましては、令和５年５月26日に施行されました宅地造成及び特定盛土等規制法が令和７年４月１日より茨城県内において適用が開始されることに伴い、同法と本条例における規制内容の重複する部分及び本市における盛土の実態とそぐわない部分、これを改正するものでございます。

改正の内容につきましては、３点ございます。１点目が、本条例における災害の発生の防止に関する部分及び技術基準に関する規定を削除するものでございます。

２点目が、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正に伴い、条例の対象となる盛土の規模を第７条第２項第１号中「5,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に改めるものでございます。

３点目が、本市における盛土の実態に即した規制内容とするため、第７条第２項第３号本文中「土地の

埋立て等に用いる土砂等が茨城県又は本市と隣接する市の区域内の一の地点において発生し」の「の一の地点」を削除するものでございます。

なお、改正後の施行期日を令和７年４月１日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（藤澤和成君）　それでは、質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君）　この条例かいつまんで、こういうことですよと言ってもらえないかな。分からなくて。５反歩から３反歩以下になったぐらいは分かりますが、かいつまんで、これはこういうふうに変わったのですよと。こういう条例になったのですよということを言ってもらえる。

○委員長（藤澤和成君）　渡邉環境課長。

○環境課長（渡邉久人君）　まず、１点目の災害の発生防止及び技術基準、こちらにつきましては、盛土法、こちらによりまして管轄することになりますので、市のほうの条例からは削除いたしております。

それと、３点目の、これまで筑西市では土を寄せるに当たりまして、１か所埋めるのに対して１か所からしか持ってきてはいけないとしていたところを２か所以上からも可能というふうにしたものでございます。

○委員長（藤澤和成君）　赤城委員。

○委員（赤城正徳君）　そうすると、この間明野幼稚園の盛土を調査した結果、何にもありませんというような、ああいう土砂はちゃんとしたところではなくても埋立てに用いられるのかな。

（「検査は必要になります」と呼ぶ者あり）

○委員（赤城正徳君）　（続）検査して、放射能がありません、汚染もありませんと言ったよね。

○委員長（藤澤和成君）　土壌の検査は必要だということです。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君）　検査した結果、放射能がありません、何もありませんでしたが、その埋立てに用いられるのかなと環境課に聞いているわけ。

○委員長（藤澤和成君）　渡邉環境課長。

○環境課長（渡邉久人君）　検査の結果、異常なければ、あとは受入先があれば可能です。

○委員長（藤澤和成君）　榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君）　ですから、何トンかの土砂を運んで検査をして異常なかったといったら、また戻してもいいわけでしょう。戻すことできないのでしょう。

○委員長（藤澤和成君）　渡邉環境課長。

○環境課長（渡邉久人君）　一回運んで置くわけですか、どこかに。

○委員長（藤澤和成君）　榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君）　どこかにって、掘ったら穴が空いてしまうでしょう。

○委員長（藤澤和成君）　渡邉環境課長。

○環境課長（渡邉久人君）　はい。

○委員長（藤澤和成君）　榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君）　その穴を元へ戻すのはどうしたらいいですかと聞いている。この前の明野の汚

染らしきものを運んで異常なかったといった土。この土を元に戻してもいいのでしょうかと聞いている。

○委員長（藤澤和成君）　渡邉環境課長。

○環境課長（渡邉久人君）　検査に持っていったものを戻すわけですね。それは可能です。

○委員長（藤澤和成君）　榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君）　今の説明と盛土条例は若干違っていますよね。ちょっとその辺詳しく。つまり、私も仕事で土地の造成を頼まれるのです。田んぼの。その土地に土砂を運ぶのに検査をしてもらいます。バケツ１杯ぐらい持っていっていただいて。許可が出れば、その場所だけから埋立てしたのですよね。そうしますと、買って持ってくるわけですから、買って持ってきた相手が、今度はそこそこの土を持ってきていますから、そちらは穴が空いているわけです。そちらのほうの方が今度は穴の空いたままでいいのか、もし埋めるとなったときに、今度はどうやって許可を出すのですか。穴を掘って埋めればこっちは穴のままでしょう。こっちは埋まった。また戻したいとか何かの都合で用途変更が変わって、ここをまた元へ戻したい、埋立てしたい。

○委員長（藤澤和成君）　渡邉環境課長。

○環境課長（渡邉久人君）　戻す……

○委員長（藤澤和成君）　榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君）　２つ考えて。宅地造成ですから、我々仕事するのは。これは適法に、きちんとした許可をもらったとして埋立て造成できます。そうしますと、その土を持ってきたと。土を掘ったところの土地は穴が掘られているわけです。今度私と違う方が、相手方がそのままにしておけないので、水がたまってしまうので危ないので。そうすると、そこに今度埋めようとするときに、同じ筑西市内であったらどういう指導をするのですか。

○委員長（藤澤和成君）　渡邉環境課長。

○環境課長（渡邉久人君）　掘った穴を戻す場合、改めて許可、こちらのほうを取っていただくようになります。

○委員長（藤澤和成君）　榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君）　その許可のときに、今までは１か所しか埋立てできないのを、２か所、３か所でもいいから埋立てできるということの説明だったのでしょう。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（榎戸甲子夫君）　（続）ですよね。そう理解すればいいのですね。了解。

○委員長（藤澤和成君）　よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　（続）それでは、質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　討論を終結いたします。

それでは、採決に移ります。

議案第26号「筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（藤澤和成君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第27号「筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」を審査願います。

消防防災課から説明を願います。

國府田消防防災課長。

○消防防災課長（國府田　武君）　議案第27号「筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令、こちらが令和６年12月27日に公布され、消防団員退職報償金の区分に新たに35年以上が追加されたことにより、本市においても同様に、条例別表の退職報償金支給額表を改めるものでございます。

なお、改正後の施行日を令和７年４月１日とするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君）　質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　終結いたします。

これより議案第27号の採決をいたします。

議案第27号「筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（藤澤和成君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第28号「筑西市犯罪被害者等支援条例の制定について」審査を願います。

市民安全課から説明願います。

濵野市民安全課長。

○市民安全課長（濵野訓枝君）　市民安全課の濵野です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第28号「筑西市犯罪被害者等支援条例の制定について」ご説明いたします。本条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念等を定め、犯罪被害を受けた方やそのご家族の必要とする支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう制定するものでございます。

それでは、条例内容についてご説明いたします。１ページを御覧願います。第１条は条例の目的について、第２条は用語の定義について規定しております。

２ページを御覧願います。第３条は基本理念について、第４条から第６条は、市、市民等、事業者等それぞれの責務について規定しております。第７条は相談、情報の提供等について、第８条は安全の確保に

ついて、第９条は住居の安定について、第10条は雇用の安定について、第11条は見舞金の支給について、第12条は人材の育成等について、第13条は広報及び啓発について、第14条は民間支援団体に対する支援について規定しております。

４ページを御覧願います。第15条は支援の制限について、第16条は規則への委任について規定しております。

なお、附則といたしまして、条例の施行期日を令和７年４月１日とするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君）　水柿委員、さっきの議案第27号は賛成でよかったのだよね。

○委員（水柿美幸君）　はい。

○委員長（藤澤和成君）　全員ということね。すみません。

それでは、議案第28号について質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　いいですか。質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君）　終結いたします。

それでは、議案第28号の採決をいたします。

議案第28号「筑西市犯罪被害者等支援条例の制定について」、賛成の方は挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（藤澤和成君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終了いたします。

では、以上で執行部の皆様は退席を願います。お疲れさまでした。

〔執　行　部　退　席〕

○委員長（藤澤和成君）　以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任願います。

以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

閉　　会　午前１１時２８分